

宮崎県警察防犯アプリ開発及び運用保守・管理業務仕様書

1 概要

地域における犯罪発生状況、防犯等に関する各種情報を、タイムリーに利用者に提供することを目的としたスマートフォンアプリ（以下「アプリ」という。）の開発及び運用保守・管理を委託するもの。

2 業務履行場所

原則として、受託者社内又は宮崎県警察が指定する場所で行うこと。

3 スケジュール

現時点での想定スケジュールは以下のとおりであるが、詳細は宮崎県警察と受託者で協議して決定する。

令和8年11月上旬 システム開発

令和8年11月中旬 試験運用開始

令和9年3月初旬 本格運用開始

4 業務の内容

- (1) プロジェクトの管理
- (2) アプリの設計・開発
- (3) アプリのテスト
- (4) アプリの公開
- (5) 管理者研修
- (6) 運用保守・管理・保証等
- (7) 指定するドキュメントの作成
- (8) 上記(1)から(7)までの附帯業務

5 一般事項

- (1) アプリを構成するソフトウェア、ライセンス等について、本仕様書に記載がないものであっても、アプリの機能を実現するために必要なものは、本契約に含めること。
- (2) 開発及び運用保守・管理体制について、公告に示す期日（閉庁日を除く。）までに、提案機器等一覧及び説明資料を宮崎県警察に提出、説明して承認を得ること。
承認が得られなかった機器等については、代替えの機器等を提示し、あらためて説明の上、承認を得なければならない。
この場合において入札までに承認が得られなかったときは、入札に参加できないものとする。
- (3) 契約期間終了後の情報の抹消費用を含めること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項又はアプリの開発にあたって疑義や支障が生じた場合は、その

都度宮崎県警察と協議し、その指示に従うこと。

6 報告・打合せ・連絡手段等

- (1) 定期的及び作業の区切りに進捗状況を宮崎県警察に報告すること。
- (2) アプリの開発業務の進捗、品質等の問題点については、速やかに宮崎県警察に報告し、その対応を協議した上で、宮崎県警察の承認を経て以降の業務にあたること。
- (3) 宮崎県警察が随時の打合せを要求した場合において、受託者は依頼があった日から起算して7営業日以内に応じること。
- (4) 打合せに必要な資料は宮崎県警察の要求に従い受託者が作成し、必要部数を用意すること。
- (5) 受託者が宮崎県警察に資料を要求する場合は必ず書面をもって行うこと。
- (6) 受託者は打合せ後3営業日以内に議事録を作成し、宮崎県警察の承認後、双方で保管すること。
- (7) 使用方法、運用方法等に関する説明、質問、相談等に応じること。

7 特記事項

- (1) 宮崎県警察がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合は、宮崎県警察と迅速かつ密接に連携し、代替品選定等を行うこと。
- (2) 不正な変更（機器等の製造工程、流通過程で不正プログラムを含む予期しない又は好ましくない特性を組み込むことをいう。）が疑われると宮崎県警察が判断した場合は、受託者において調査及び必要な措置を講ずること。
- (3) 本仕様書で調達する役務については、あらかじめ宮崎県警察に候補となる役務リストを提出し、宮崎県警察がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されない部分があると判断した場合には、宮崎県警察と迅速かつ綿密に連携し、候補となる役務リストを再提出すること。

8 仕様等

(1) プロジェクトの管理

ア アプリの開発プロジェクトを管理するため、受託者は開発責任者を定めること。

イ 受託者は、設計・開発工程におけるスケジュール、成果物、役割分担及びプロジェクトの管理方法等を記した作業計画書を作成すること。

併せて、プロジェクトの責任者、人員等を記した作業体制図を作成し、宮崎県警察の承認を受けること。

ウ 受託者は、承認された作業計画書及び作業体制図に基づき、設計・開発業務に係るコミュニケーション管理、体制管理、工程管理、品質管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策を行うこと。

エ 受託者は、承認された作業計画書及び作業体制図に基づき、プロジェクトの進捗状況報告書を作成し、必要に応じて宮崎県警察に報告すること。

(2) アプリの設計・開発

別紙「機能要件」を満たすこと。

ア 要件確認

(ア) 機能要件を宮崎県警察と協議して確認・整理を行うこと。

(イ) 外部連携に関するインターフェース等の要件については、宮崎県警察及び受託者等で調整して決定すること。

イ 基本設計

(ア) 提供する機能及びシステム方式、画面遷移の概要、画面のデザイン等を設計すること。

(イ) システム構築設計書（基本設計書）を作成し、宮崎県警察の承認を受けること。

ウ 詳細設計

基本設計を基に、実装する機能の主要な設計項目について詳細設計書を作成すること。

エ 開発

詳細設計を基に、プログラム製造及びプログラム単体でのテストを行い、構成・変更管理を行うこと。

(3) アプリのテスト

アプリのテストは、総合テスト、試行運用テストを行うものとする。

テストの実施に際しては、事前にテスト計画書を作成し、宮崎県警察に提出した上で、テストを実施すること。

テスト終了時に、実施内容、品質評価結果及び次工程への申し送り事項等について、テスト結果報告書を作成し、宮崎県警察に報告の上、承認を得ること。

ア 総合テスト

アプリが基本設計の仕様を満たしていることを確認するために総合テストを行い、システムが納品可能な状態であることを確認すること。

確認に当たっては、ソフトウェア製品が仕様に適合し、かつ実稼働環境で利用可能であることを確認できる評価指標又は合格条件を設定した上で、必ず実機を用いて実稼働環境と同等の環境において総合テストを実施すること。

この際には、性能や可用性に係るテストも実施すること。

イ 試行運用テスト

総合テスト実施後、アプリ公開前までの間、宮崎県警察が指定する者に検証用のアプリを提供すること。

なお、アプリ公開時には検証用アプリは消去するものとする。

(4) アプリの公開

開発したアプリはアプリストア等にて無償公開すること。

また、アプリストアへの登録申請から公開までの手続について、宮崎県警察が行わなければならない手続の補助又は必要な代行作業を受託者が行うものとする。

登録審査に問題が生じた場合は、アプリの仕様の修正を含め、宮崎県警察と改めて協議を行うものとする。

公開の際、公開者が「宮崎県警察」であることを明確に示すこと。

(5) 管理者研修

操作マニュアル、研修資料を作成・提供すること。

また、管理者機能の操作方法等の研修を、試行運用テスト開始時及び宮崎県警察の要請に応じて、宮崎県警察における対面研修又はWEB等による非対面方式などにより実施すること。

(6) 運用保守・管理・保証等

ア 運用管理

(ア) 受託者は、アプリの運用が常時正常な状態で利用できるよう、24時間365日対応可能な体制を整備すること。

(イ) アプリの運用において障害が発生した場合、障害原因を究明し、障害を復旧させる手段を講じること。

また、障害原因等を宮崎県警察に報告すること。

(ウ) サポート窓口は一本化し、休日以外の日（以下「平日」という。）の午前9時から午後5時までの間、宮崎県警察からの電話又は電子メールを受け付ける窓口を設けること。

(エ) 平日午前9時から午後5時までの間で、宮崎県警察が保守員の派遣を必要と判断した場合、受託者は速やかに必要な知識及び技術を有する保守要員が保守環境に対して直接対応に当たることのできる体制を整備すること。

(オ) 軽微なシステム変更・改修やOSのバージョンアップは無償で対応すること。

機能の追加や大規模な改修の必要がある場合は、宮崎県警察と協議すること。

(カ) 保守作業を実施する場合は、事前に保守作業の内容を宮崎県警察に提示して、承認を得ること。

(キ) 契約期間の満了時には、受託者が保存しているデータを消去するなどの措置を行い、宮崎県警察に結果を報告すること。

(ク) 利用者数等に関するレポートを作成し、月1回宮崎県警察へ報告すること。

ただし、管理画面等からCSV形式でのデータ抽出が可能な場合はレポートの作成は不要とする。

イ データセンター

アプリに関するデータの管理のためのデータセンターについては、下記の要件以上を満たすものとする。

(ア) データセンターは24時間365日体制の監視、運用体制を要していること。

ただし、事前協議があり、かつ必要と認められるメンテナンス等に係る停止は除く。

(イ) サーバは、日本国内のデータセンターにおいて運営管理等の全てが行われていること。

(ウ) データセンターの設備

a 常時施錠するとともに、立入りを許可されていない者が立ち入らないように、立ち入る者が許可された者か否かを確認できるような措置をとること。

b ICカード、生体認証など、入退室に係るセキュリティ対策を要していること。

c ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）基準に則したコンピュータ専用ビルであること。

d 地震・火災・停電・浸水・漏水・防犯監視・データ保管対策等が十分とられていること。

・ 地震対策にあつては、建築基準法の耐震基準を満たした建物で、震度7クラスの地

震発生時にもサービス提供可能な耐震、免震又は制震構造であること。

- ・ 火災対策にあつては、全館防火壁、不活性ガス消火設備などを装備していること。
- ・ 停電対策にあつては、二系統受電設備、UPS（400KVA 相当以上）、専用発電機（1000KVM 相当以上）を設備していること。
- ・ 浸水・漏水対策にあつては、漏水検知機、防水堤等を装備していること。
- ・ 防犯対策にあつては、ガラス損傷警報装置（電算機室は鉄板による無窓化）、専用カード入退室管理装置、血流入退室管理装置、各種防犯センサー、監視カメラ等を装備していること。
- ・ 防犯監視・データ保管対策等にあつては、耐火仕様専用データ保管庫等を装備していること。

ウ サーバ・通信設備の運用

- (ア) サーバ機器の多重化、無停電装置の設備等、安定運用のために万全の対策を講じていること
- (イ) サーバの設置場所は、常時適切な温度・湿度で管理されていること。
- (ウ) 通信設備及びハードウェアの冗長化が行われ、レスポンスに配慮した分散処理が可能であること。
- (エ) ファイアウォールによる防御措置及び不正アクセスを防御するシステムが設置されていること。
- (オ) 不正プログラム対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルの適用並びに定期的な不正プログラム検査を実施すること。
また、常に最新のパターンファイルを保つこと。
- (カ) 障害時の対応方法が明確にされており早急な対応が可能であること。
- (キ) セキュリティホールを解消するためにOSのパッチ適用等必要な対応を行っていること。
- (ク) 不正アクセス、異常アクセス等に対応するアクセス監視対策が整備されていること。
- (ケ) データ更新等のための通信回線やサーバのアクセスに、十分なセキュリティが確保されていること。
- (コ) 宮崎県警察以外の者が情報登録したデータの改変、閲覧、取得ができない対策を、ID・パスワード以外の方法においても講じること。
- (サ) 受託者は、ISO9001、ISO/IEC27001（又は「JISQ27001」）を取得している者とし、十分な個人情報保護の対策を講じていること。
- (シ) セキュリティ対策を常に行い、機能を保全すること。
ただし、何らかの被害があった場合に備え、機能停止手段を準備しておくこと。
- (ス) システム障害や不正アクセス等のセキュリティ侵害事案を認知した場合は、宮崎県警察に通知すること。
- (セ) 不正アクセス等のセキュリティ侵害対策のため、常に宮崎県警察と協力すること。

エ 運用条件

- (ア) 著作権等のある地図等を使用する場合は、不特定多数の利用者が利用するための権利を取得すること。

- (イ) 利用者に快適なサービスを提供できるよう機器・通信回線等を選定すること。
- (ウ) アプリには、宮崎県警察が指示したサイト以外へのリンク、広告及び宮崎県警察を判別することが可能なロゴ等の掲載は行わないこと。
- (エ) 運用開始後においても表示項目及び項目の増減について、柔軟な対応を可能とすること。
- (オ) iOS、Androidのバージョンアップに伴う動作検証を行うとともに、必要な場合は修正バージョンを作成すること。
- (カ) アプリの利用画面は使い方が分かりやすく、簡単であること。
また、誤操作等を防止するデザインであること。
- (キ) 利用者のスマートフォンには、宮崎県警察が提供するアプリ以外のアプリをダウンロードさせる必要がないこと。
ただし、汎用的なドキュメントビューア等、別に必要と思われるアプリがある場合には、宮崎県警察と協議すること。
- (ク) 本サービスに搭載されるコンテンツの著作権、その他の知的財産権は、従前から受託者又は第三者に帰属するものを除き、宮崎県警察に帰属する。
- (ケ) 本サービスの提供を目的としてデータセンターに設置されたサーバ等の機器の所有権及び本サービスを構成するサーバに関するプログラムの著作権等の知的財産権は、受託者及び受託者に利用許諾する第三者に帰属する。
- (コ) 本サービス向けに提供されるASPサービスの機能については、他者及び他人が保有する基本的特許及び周辺特許に抵触しないものとする。
- (サ) 受託者は業務の履行で知り得た事項を、第三者に漏らしてはならない。また、データの秘密保持については、万全の管理を行うこと。
- (シ) 機器更新などによるサービスの運用停止は認めない。
ただし、やむを得ない場合には次の措置をとること。

- ・ 計画的停止

受託者は、保守上の理由からサービスの運用を計画的に停止する場合には、2週間前（ただし、セキュリティ上の理由で、早急な対応が必要な場合はその限りでない）までには、宮崎県警察に報告すること。

なお、当該停止により宮崎県警察に支障が生ずるときには、停止期間の変更等について協議すること。

- ・ 非常停止

受託者は、天変地異等の非常事態その他、受託者の責めに帰することができない事由からやむを得ず本サービスの運用を一時停止する場合、速やかに宮崎県警察に報告すること。

オ 保証等

- (ア) システムの障害等による異常を宮崎県警察が認知した場合は、宮崎県警察の通知により、受託者の責任と費用負担により速やかに必要な修理、調整を行い、宮崎県警察に経緯等を報告するものとする。

(イ) 稼働後におけるソフトウェア等の契約不適合によるシステム不具合が発生した場合は、受託者の責任と費用負担により速やかに不具合を収束させ、宮崎県警察に報告するものとする。

(7) 指定するドキュメントの作成

本業務において、受託者は、アプリの開発及び運用等に伴い、各種ドキュメントを作成し、宮崎県警察に提出すること。

作成するドキュメントは、第三者が内容を理解し、同様の作業を実施できる程度に具体的かつ明確に記載するものとする。

また、各ドキュメントは常に最新の状態を維持し、変更が生じた場合は速やかに改正版を提出すること。

9 情報セキュリティ要件

受託者は、本業務の履行に当たり、次の要件を満たすものとする。

(1) 本契約に関連して知り得た業務上の機密を、本契約の存続期間中はもとより本契約終了後といえども第三者に漏らしてはならない。

また、作業員その他の本契約業務に関わる者から個別に誓約書を徴収し、機密保持の実効性を担保すること。

(2) 受託者は、受託した業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得たときは、この限りではない。

(3) 受託業務に関する情報（以下「業務情報及び業務資料」という。）については、特に厳重な取扱いをすること。

(4) 業務情報及び業務資料の目的外使用をしないこと。

(5) 宮崎県警察の意図しない変更は認めない。また、意図しない変更が加えられないことを保証する管理を行うとともに、宮崎県警察の求めに応じて具体的な品質保証体制を証明する書類を提出すること。

(6) 本仕様書で調達するソフトウェアについては、不正な変更（製造工程、流通過程で不正プログラムを含む予期しない又は好ましくない特性を組み込むことをいう。）の有無を確認し、不正な変更が存在した場合は、当該不正な変更の修正を行うとともに、不正な変更の有無を宮崎県警察に報告した上で納入すること。

また、宮崎県警察が別途指示した場合は契約後、納入前までに、本仕様書で調達するソフトウェアに係る不正な変更の有無の確認等の書類を提出すること。

(7) 本仕様書で調達するソフトウェアについて、不正な変更が疑われると宮崎県警察が判断した場合は、受託者において調査及び必要な措置を講じること。

(8) 受託者は、情報セキュリティを確保するための体制の整備すること。

(9) 受託者は、情報システムへのアクセスを業務上必要な者に限るための機能、情報システムに対する不正アクセス、不正プログラム感染等への対策機能を提供すること。

(10) 受託者は、クロスサイトリクエストフォージェリ対策、SQLインジェクション対策、クロスサイトスクリプティング対策等、Webアプリケーション、Webページ等に存在する脆弱性への対応

について、宮崎県警察と協議の上、必要な機能を提供すること。

- (11) 受託者は本業務の履行に際し、情報セキュリティが損なわれた場合又は業務情報及び業務資料の目的外利用等を認知した場合には、速やかに宮崎県警察に報告するとともに、速やかに所要の措置を執ること。
- (12) 受託者は、宮崎県警察の実施する情報セキュリティ監査を受けること。
- (13) クラウドサービスを利用してシステムを構築する場合は、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠もしくは準拠予定のサービス上で構築されていることが望ましい。

10 アプリケーション・コンテンツについて

- (1) 提供するアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。
- (2) 提供するアプリケーション・コンテンツが脆弱性を含まないこと。
- (3) 実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない限り、実行プログラムの形式でコンテンツを提供しないこと。
- (4) 電子証明書を利用するなど、提供するアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。
- (5) 提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOSやソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更を、OSやソフトウェア等の利用者に要求することがないように、アプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。
- (6) サービス利用に当たって必須ではない、サービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないように開発すること。

11 納品成果物

(1) 開発

- ア 納入一覧表
 - イ システム構築設計書（構成図を含む。）、詳細設計書
 - ウ テスト計画書、テスト結果報告書
 - エ 操作マニュアル、研修資料
 - オ 作業体制図、作業計画書
 - カ システム運用計画書
 - キ 障害対応連絡先・体制図
 - ク 業務アプリケーション（パッケージ、個別開発プログラム）
 - ケ その他アプリケーション等の動作に必要なソフトウェア
- ※本契約で開発したコードについては、ソースコードを含む。

(2) 納入場所

納品成果物は、宮崎県警察本部生活安全部生活安全少年課（以下「生活安全少年課」という。）に納入すること。

(3) 納入方法

DVD-ROM等電磁的記録媒体に格納したもの（原則、MS-Officeで作成するものとする。）により納品すること。

なお、電子データによる納品については、Microsoft Word、同Excel、同PowerPointで読み込み可能な形式、または、PDF形式で作成し、作成時点で最新のパターンファイルを適用した不正プログラム対策ソフトによりチェックを行い、使用した不正プログラム対策ソフト名、チェックを行った日付を明示した上で、納品すること。

更に、操作マニュアル・研修資料については、紙媒体を生活安全少年課に2部納品すること。

1 2 知的財産権の帰属等

- (1) 本契約の作業により作成する宮崎県警察独自の成果物に関し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条、第23条、第26条の3、第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作物を宮崎県警察に譲渡し、宮崎県警察は独占的に使用するものとする。
- (2) 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている時は、宮崎県警察が特に使用を指示した場合を除き、受託者は当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うものとする。

なお、この時、受託者は当該著作権者の使用許諾条件につき、宮崎県警察の了承を得るものとする。

1 3 その他

- (1) 受託者は、受託業務の遂行については、日本国において定められた法令を遵守すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項等については、宮崎県警察と受託者で協議の上決定するものとする。